

大阪市まちかど広場整備事業

従前建築物除却制度補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 3 月 31 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市まちかど広場整備事業実施要綱に基づくまちかど広場の整備に際して、まちかど広場を整備しようとする用地（以下「整備用地」という。）に存する従前の民間老朽建築物を土地所有者等が除却する場合に、除却に要する費用の一部を大阪市が補助することに關し、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は大阪市まちかど広場整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める意義と同一とするほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 別表 1 (1) の要件を満たす老朽建築物をいう。
- (2) 補助事業者 次のいずれかに掲げる者で、別表 1 (2) の要件を満たし、この要綱に基づき、補助事業を行い補助金の交付を受けようとするものをいう。また、補助金を交付した後にあっては、補助金の交付を受けたものとする。
 - ア 建物の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）。ただし、建物所有者が複数いる場合は、他の建物所有者全員の承諾を得た者に限る。
 - イ 土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、借地権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下、「土地の所有権等を有する者」という。）。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限る。
 - ウ 建物所有者又は土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族。ただし、建物所有者全員及び当該土地の所有権等を有する者の承諾を得た者に限る。

(補助の対象及び補助率)

第3条 この要綱において補助の対象とする事業は、実施要綱第 3 条に定める要件を満たし、整備用地に存する従前の老朽建築物を除却する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用（以下「除却整地費」という。）とする。ただし、消費税等相当額及び他の大阪市等の補助事業で補助を受ける部分にかかる費用は除く。
- 3 大阪市長（以下「市長」という。）は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の 3 分の 2 以内、かつ、別表 2 に掲げる補助限度額の 3 分の 2 以内を補助することができる（2 千円で割り切れる数値に切り捨て）。

(補助金の交付申請及び決定)

第4条 補助事業者は、補助事業に係る工事契約予定日の 40 日前、かつ、契約予定日の属する年度の 12 月 28 日（その日が休日である場合には、同日以前の直近の休日ではない日。以下同じ。）までに、補助金交付申請書（様式 1）に別表 3 に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」及び第 4 項第 1 号の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知日の属する年度の 2 月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに第 9 条の除却完了報告を提出できない場合は、申請することができない。
- 3 市長は、第 1 項の申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違

反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助事業に適合しているかどうか等を審査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付を決定することができる。

4 市長は、第3項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付することができます。

(1) 補助事業に係る工事契約は、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降とすること。

(2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合（次に掲げる変更等に限る。）には、市長の承認を受けること。

ア 用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間等の変更

イ 補助金の額の変更

(3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

5 市長は、第3項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。

6 市長は、補助金の交付申請が到達してから40日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式2）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式2-2）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（様式3）により、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式4）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の工事着手）

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における工事契約予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事契約しなければならない。

2 第4条第1項ただし書の規定に基づき交付申請を行う場合について、補助事業者は当該交付申請における工事着手予定日に関わらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事着手し、速やかに工事着手届（様式2-1）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、第8条第1項ウの規定に基づき補助金交付変更承認申請を行う場合は、同条第2項第2号の規定による補助金交付変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式2-1）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更及び廃止等）

第8条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容を変更する場合等においては、次表の第一欄に掲げる場合のときは、第二欄に定める様式を別表3で定める書類を添付して、第三欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 用途・形式、棟数又は、住戸数

(2) 事業期間の変更

(3) 補助金の額の変更

(4) 補助事業の廃止

(5) その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（場合）	第二欄（様式）	第三欄（期日）
ア	第1号又は第5号の変更	除却事業計画変更等承認申請書（様式5）	速やかに
イ	第2号、第3号又は第5号の変更（ただし、次項「ウ」の場合を除く。）	補助金交付変更承認申請書（様式7）	決定通知日の属する年度の2月末日
ウ	第3号の変更（変更申請額が既交付決定額を超える場合）	補助金交付変更承認申請書（様式7）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前
エ	第4号の変更	補助事業廃止承認申請書（様式9）	決定通知日の属する年度の2月末日

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日以内（申請書に不備があり、訂正等にかかる日数は除く。）に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 除却事業計画変更等承認申請の提出があった場合において、変更を承認したとき 除却事業計画変更等承認通知書（様式6）
- (2) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したとき 補助金交付変更承認通知書（様式8）
- (3) 補助事業廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認するとき 補助事業廃止承認及び交付決定取消通知書（様式10）
- (4) 前4号において変更もしくは廃止を承認することが不適当であると認めたとき 不承認通知書（様式11）

3 市長は、補助事業者が第1項に該当しながら申請又は届け出を怠った場合、交付決定取消通知書（様式12）により補助事業者に補助金の交付決定を取消す旨の通知をするものとする。

(完了報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業を完了した補助事業者は、その旨を除却完了報告書（様式13）に別表3に掲げる書類を添付のうえ事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式14）により補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第11条 市長は、第9条に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の交付の請求及び交付)

第12条 第10条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の4月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付

するものとする。

3 市長は、第1項の請求があつた場合、請求があつた日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 国土交通省制定に係る「社会资本整備総合交付金交付要綱」若しくは「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」又は大阪府制定に係る「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金要綱」に基づく国又は大阪府の大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等して、大阪市が国又は大阪府から当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき。

(4) 前3号のほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消兼返還請求書（様式16）により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第9条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行つた場合は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式15）により補助事業者に通知する。

(他制度との併用)

第15条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

(補助事業の遂行)

第16条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(遂行指示等)

第17条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員をして補助事業者に係る物件及び設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従つて補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従つて当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の一部の停止を求めることができる。

(状況報告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(理由の提示)

第19条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、

既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還請求書（様式 16）により期限を定めて、その補助金の返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

（関係法令の遵守等）

第 22 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の敷地内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（代表申請者の選任及び責務）

第 23 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付申請から支払いに至るまでの手続き、及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

（関係書類の整備）

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後

の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和6年11月20日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

別表1 補助事業の要件

(1) 老朽建築物の要件

証明	固定資産（家屋）評価証明書により、築年数が耐用年数を超過していると証明されなければならない。ただし、固定資産（家屋）評価証明書により証明できない場合は、その他の公的証明に変えることができる。			
耐用年数	鉄筋コンクリート造 鉄筋鉄骨コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
	32年	26年	23年	15年
その他	<p>当該老朽建築物に対し、以下のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産（家屋）評価証明書により補助の要件となる建築年及び補助対象面積が証明されたもの。 ・差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 ・大阪市営・大阪府営・都市再生機構・公社住宅等の公的事業主体所有又は管理する住宅でないこと。 ・法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に規定する措置が命じられていないものであること。 			

(2) 補助事業者の要件

納税状況	補助事業者及び補助事業者と同一世帯の建物所有者について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ・個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 ・所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）
------	---

別表2 補助限度額

補助対象面積	固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積とする。ただし、固定資産（家屋）評価証明書により証明できない場合は、その他公的証明により証明された面積とする。 なお、増築または改築された部分のうち、築年数が別表1に掲げる耐用年数以内となる部分は補助の対象としない。
補助限度額	除却する建築物の構造が木造の場合には15,000円/m ² 、非木造の場合には17,000円/m ² を補助対象面積に乘じた額を限度とする。

別表3 様式一覧

この要綱に係る書類の様式は次のとおりとする。

様式一覧	備考
補助金交付申請書（様式1）	
委任状（代理人）	・代理人を定める場合
補助事業者一覧	・補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状が必要
委任状（代表申請者を除く全員）	
補助事業者が、建物所有者又は土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類	・補助事業者が、建物所有者又は土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること

納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 ・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書が必要 ・別表1（2）に記載のもの
除却建物一覧	様式1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・除却する建物全てを棟ごとに記入する
固定資産（家屋）評価証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（土地・建物）位置図		<ul style="list-style-type: none"> ・申請にかかる土地・建物全て
除却建物の外観写真		<p>1棟あたり2方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 ・補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
承諾書（建物の除却について）	様式1-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族が補助事業者になる場合 ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
	様式1-5-2	
誓約書	様式1-6	
交付申請額内訳書	様式1-7	
見積書		<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい ・写し可
工事に未着手であることを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書（様式2）		
工事着手届（様式2-1）		<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2項又は3項の規定により工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書（様式2-2）		
補助金交付申請取下書（様式3）		
補助金交付申請取下承認通知書（様式4）		
除却事業計画変更等承認申請書	様式5	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅種別・棟数・戸数・事業期間等の変更、事業の中止・廃止の場合 ・補助金交付変更承認申請書（様式7）を提出する場合を除く
変更内容を説明する資料		

その他申請に必要と認める書類		
除却事業計画変更等承認通知書（様式6）		
補助金交付変更承認申請書	様式7	・除却事業計画変更等承認申請と同時に申請することができる
交付申請額内訳書	様式7-1	
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・第8条第1項ウに基づき補助金交付変更承認申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書	様式8	
補助事業廃止承認申請書	様式9	
その他申請に必要と認める書類		
補助事業廃止承認及び交付決定取消通知書	様式10	
不承認通知書	様式11	
交付決定取消通知書	様式12	
除却完了報告書	様式13	
除却整地工事請負契約書等の写し		・交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと ・補助事業者が契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
完成写真		・着手届時から変更がある場合 ・交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと
除却整地費にかかる工事（変更）請負契約書の写し		・領収書遅延理由書を提出した場合、補助金請求の際に除却整地費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
除却整地費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・契約書等の写し・請求書の写し	様式13-1	・領収書遅延理由書を提出した場合、補助金請求の際に除却整地費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他申請に必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書	様式14	
請求書		
その他申請に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式15	
補助金交付決定取消兼返還請求書	様式16	

※原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

(法人その他の団体にあって
は主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあって
は、その名称、代表者の氏名)

電話番号

補助金交付申請書

大阪市まちかど広場整備事業にかかる整備用地の老朽建築物の除却について、補助金の交付を受けたいので、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

2 除却計画

(1) 事業期間	工事契約日または工事契約予定日	令和 年 月 日
	工事着手予定日	令和 年 月 日
	事業完了予定日	令和 年 月 日

(2) 除却建物概要

接道状況	〔附則第5項・法42条第2項・2m以上接道していない・他の道路〕 (道路幅員 4m未満・6m未満)			
用途・形式※1	構造・階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※2
	造 階建	年	戸	m ²
うち補助対象 合計		合 計	棟 戸	m ²
			棟 戸	m ²

※1：「共同建て」「長屋建て」「長屋建て（切取）」「戸建て」の別を記載してください。

※2：固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

3 交付申請額 円

大阪市記入欄			
ア	イ	ウ	エ
東	西	南	北
住宅用途面積1/2（以上・未）		要件緩和の有無（有・無）	

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒　— TEL　(　　)　—
	〒　— TEL　(　　)　—

(注)1 補助事業者の全てを記載してください。

- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 複数の補助事業者により本要綱に基づく申請をした場合は、この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

(様式1－3)

令和 年 月 日

大阪市長

委 任 状

この度、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として 氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帶してその責任を負うものとします。

補 助 事 業 者
住 所 〒

氏 名

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員の委任状を添付してください。

(様式 1 - 4)

除却建物一覽

- (注) 1 除却建物の全てについて棟ごとに記載し、固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。）を添付してください。

2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の承諾書を添付してください。

3 位置図及び除却建物の外観写真（1棟あたり2方向程度）を添付してください。

様

承 諾 書

この度、貴方が大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 建物所在地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

2 家屋番号

3 構造・階数 造 階建

4 延床面積 m^2

建 物 所 有 者
住 所 〒

氏 名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

(様式1-5-2)

令和 年 月 日

様

承諾書

この度、貴方が大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 土地の所在地 大阪市 区

2 地籍

3 家屋番号

4 構造・階数 造 階建

5 延床面積 m^2

土地の所有権等を有する者
住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

誓 約 書

補助事業者は、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部または全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者
住 所

氏 名

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式1－7)

交付申請額内訳書

1 算出方法

区分	契約見込額のうち、老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用 a 千円	補助率 b	補助対象経費による補助限度額 c 千円	補助対象面積 m ²	限度額 千円/m ²	面積の補助限度額 千円	交付申請額 g 千円	備考
除却費等		2/3		木造 d 非木造 e 合計 f	木造 15.0 g 非木造 17.0 h 合計	木造 i 非木造 j 合計 k		

(注)

- ・ a : 見積書を添付すること

※契約見込額のうち、老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用について、除却工事のすべてが補助対象でない場合は、面積按分により算定しなければならない。ただし、混構造の場合は、構造別での按分算定額の合計とする。

(单一構造の場合：補助対象経費＝老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用×補助対象面積／除却面積)

- ・ c=a×b (2千円で割り切れる数値に切り捨てる)
- ・ d,e,f : 固定資産（家屋）評価証明書による補助対象面積
- ・ i=b×d×g
- ・ j=b×e×h
- ・ k : 2千円で割り切れる数値に切り捨てる
- ・ g=c又はkの小さい額

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事 業 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 除 却 計 画 概 要

承認番号			
除却計画敷地	(地名地番)		
	(住居表示)		
建物概要	棟	戸	造 階建
除却建物の状況	補助対象部分	補助対象外部分	
建 築 年			
床 面 積			
除却面積計			

3 補 助 事 業 者

住 所
氏 名

4 交 付 決 定 額 円

5 交 付 条 件

- (1) 補助事業の工事契約は、この補助金の交付決定通知日以降としなければなりません。ただし、要綱第4条第1項ただし書の規定に基づき交付申請した場合は「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、補助金の交付決定を取り消します。
- (3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなくてはなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。

(様式2-1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

工 事 着 手 届

令和 年 月 日付け（大阪市指令都整 　・大都整 ）第 号で（交付決定・交付
変更承認）のあった件について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市まちかど広場整備事
業従前建築物除却制度補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

承 認 番 号	
建 替 計 画 敷 地 (地名地番)	大阪市 区
工事着手日	令和 年 月 日

(様式2-2)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定をしたので通知します。

記

1 補 助 事 業 者

住 所
氏 名

2 除 却 計 画 敷 地

(地名地番) 大阪市 区

3 不交付決定の理由

(様式3)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補 助 金 交 付 申 請 取 下 書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定のあった除却事業について、取下げをしたいので次のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号

2 交 付 決 定 額

_____円

3 取 下 理 由

(様式4)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補 助 金 交 付 申 請 取 下 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金について、取下げ書の提出があったので、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げを受理し、承認したので通知します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所

氏 名

3 除 却 計 画 敷 地

(地名地番) 大阪市 区

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

除却事業計画変更等承認申請書

令和 年 月 日 付け $\left\{ \begin{array}{l} \text{大都整} \\ \text{大阪市指令都整} \end{array} \right\}$ 第 号 で $\left\{ \begin{array}{l} \text{除却事業計画変更等承認通知} \\ \text{補助金交付決定通知} \\ \text{補助金交付変更承認通知} \end{array} \right\}$

のあった事業について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承 認 番 号

2 変 更 事 項

ア. 補助事業の内容
ウ. その他 ()

3 変 更 内 容

4 変 更 理 由

(様式6)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

除却事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった除却事業計画変更等承認申請については、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 承認の内容

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日 付け $\left\{ \begin{array}{l} \text{大都整} \\ \text{大阪市指令都整} \end{array} \right\}$ 第 号 で $\left\{ \begin{array}{l} \text{除却事業計画変更等承認通知} \\ \text{補助金交付決定通知} \\ \text{補助金交付変更承認通知} \end{array} \right\}$

のあった除却事業について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号

2 変更事項 補助事業の内容及び補助金の額

3 変更内容

ア 補助事業の内容

イ 交付変更申請額

既交付決定額 _____ 円

交付変更申請額 _____ 円

差引増△減額 _____ 円

4 その他

5 変更理由

(様式7-1)

交付申請額内訳書

1 算出方法

区分	契約見込額のうち、老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用 a 千円	補助率 b	補助対象経費による補助限度額 c 千円	補助対象面積 m ²	限度額 千円/m ²	面積の補助限度額 千円	交付申請額 g 千円	備考
令和 年 月 日 交付申請時				木 造 d 非木造 e 合 計 f	木 造 15.0 g	木 造 i 非木造 j 合 計 k		
変更申請時		2 / 3		木 造 d 非木造 e 合 計 f	木 造 17.0 h	木 造 i 非木造 j 合 計 k		

(注) • a : 見積書を添付すること

※契約見込額のうち、老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用について、除却工事のすべてが補助対象でない場合は、面積按分により算定しなければならない。ただし、混構造の場合は、構造別での按分算定額の合計とする。

(单一構造の場合 : 補助対象経費 = 老朽建築物の除却及び除却後の敷均しに要する費用 × 補助対象面積 / 除却面積)

- $c = a \times b$ (2千円で割り切れる数値に切り捨てる)
- d,e,f : 固定資産(家屋)評価証明書による補助対象面積
- $i = b \times d \times g$
- $j = b \times e \times h$
- $k : 2$ 千円で割り切れる数値に切り捨てる
- $g = c$ 又はkの小さい額

(様式8)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補 助 金 交 付 変 更 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった件について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通知します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所

氏 名

3 除 却 計 画 敷 地
(地名 地番) 大阪市 区

4 変 更 内 容

ア. 補助事業の内容

イ. 交付変更決定額 _____ 円

5 交 付 条 件

(様式9)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 大阪市指令
〔都整密
都整生〕 第 号で
〔 補助金交付決定通知
補助金交付変更承認通知 〕

のあった事業について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号

2 補助事業の敷地 () 区

3 廃 止 理 由

(様式10)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助事業廃止承認及び交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで廃止承認申請のあった補助事業について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第2項の規定の規定に基づき、次のとおり承認及び交付決定を取り消します。

記

1 承 認 番 号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 補 助 事 業 者 住所
氏名

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式11)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり不承認となりましたので通知します。

記

1 補助事業者

住所

氏名

2 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

3 不承認の理由

(様式12)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

交 付 決 定 取 消 通 知 書

大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のように交付決定を取消します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所

氏 名

3 除 却 計 画 敷 地

(地名地番) 大阪市 区

4 取 消 理 由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった。
- 申請を怠った。
- その他。



(様式13)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

除却完了報告書

令和 年 月 日 付け $\left\{ \begin{array}{l} \text{大都整} \\ \text{大阪市指令都整} \end{array} \right\}$ 第 号 で $\left\{ \begin{array}{l} \text{除却事業計画変更等承認通知} \\ \text{補助金交付決定通知} \\ \text{補助金交付変更承認通知} \end{array} \right\}$

のあった補助事業が完了したので、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 除却計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

3 補助金の交付決定額 _____ 円

大阪市長

領 収 書 等 遅 延 理 由 書

大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱に基づき、除却完了報告を行うにあたり、除却整地費の支払いを証明する書類（領収書等の写し）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由



なお、除却整地費に係る要支払額を示す書類として、当該除却整地費に係る請求書の写しを添付します。

支払い額	金	円
支払い予定日	令和 年 月	頃

補助事業者

住 所

氏 名

(様式14)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付で除却完了報告のあった件について、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住 所

氏 名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 確定補助金額 _____ 円

(注) 補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式15)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付大阪市指令都整密第 号で交付決定を行った件の補助金については、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

(様式16)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消兼返還請求書

令和 年 月 日付大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、受給方法が不正に行われていたことが明らかになったので、大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱第13条の規定に基づき補助金交付決定の取消しを行うと共に、次の通り補助金の返還を命ずる。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 返還金額

5 返還期限

6 取消理由

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください